

平成29年度

海外留学助成金諸手続の手引

リサーチフェローシップ
ポストドクトラルフェローシップ

公益財団法人 上原記念生命科学財団
The Uehara Memorial Foundation

〒171-0033 東京都豊島区高田 3-26-3
TEL:03-3985-3500
FAX:03-3982-5613
E-mail:mail85@ueharazaidan.or.jp

目 次

1.	海外留学助成金の趣旨	1
2.	海外留学助成金の使用に関して	1
3.	助成金採択者の義務	1
	（参考資料1）助成金等交付規程抜粋	2
	（参考資料2）募集要項抜粋	3、4
4.	提出書類について	5
5.	海外留学助成金英文証明書について	6
6.	提出書類の様式一覧	6
	（添付様式）	
	様式1 通知書（国内口座用）	
	様式2 通知書（海外口座用）	
	様式3 出立届	
	様式4 住居届	
	様式5 収支決算報告書	
	様式6 1 研修経過報告書	
	2 研修（研究）経過内容	
	様式7 帰国届	
7.	通知書記入時の注意事項	6

1. 海外留学助成金の趣旨

当財団の海外留学助成金は、生命科学に関する分野の研究者で、海外における大学等研究機関において研究に専念することを希望する者に対し、必要な渡航費および滞在費を助成するものです。

限られた資金を有効に活用し幅広く助成したいと云う観点から、当財団の助成期間と同一期間中（海外留学中の方は、原則2018年1月から1年間）に日本学術振興会等、国内外を問わず他機関・他財団から大型の助成を受けられる場合は、当財団の助成はご辞退いただくようお願いします。

2. 海外留学助成金の使用に関して

(1) 助成金の使途

渡航費および滞在費とする。研究費として使用することはできない。

(2) 助成金の交付時期

2018年1月～3月の間に贈呈する。

(3) 助成期間

出立日^{注)}から1年間とする。但し、2017年12月末までに立出する者は、2018年1月から1年間とする。

注) 2018年1月～12月までに立出すること。

3. 助成金採択者の義務

(1) 報告書類の提出

2019年4月末日までに、収支決算報告書と研修経過報告書の2点を提出する。
詳細は、P.5「4. 提出書類について」を参照のこと。

(2) 変更に関する届出

本助成金は、申請書にある留学先、研究テーマ等が助成対象としてふさわしいかどうかを審査して採用の選考を行っているため、やむを得ない事由であっても申請の主たる内容を変更する場合は、あらかじめ当財団に相談し、指示を受けること。

また、連絡先が変更になった場合には、速やかに連絡すること。

当財団の助成金等交付規程及び募集要項記載事項をご承知おきください。

(参考資料1) 助成金等交付規程抜粋

第4章 受給者の義務

(収支の報告等)

第13条 第6条に基づき決定した助成金の交付対象者(以下「受給者」という。)は、助成金の収支に関する書類を整理保管し、本財団の会計年度末日経過後、遅滞なく収支決算報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

(研究題目の変更又は研究等の中止)

第14条 受給者が助成金の交付の対象となっている研究題目若しくは研修題目に関し重要な変更をしようとするとき、又は研究若しくは研修を中止しようとするときは、その旨を理事長に報告し、その承認を得なければならない。

(研究等の報告)

第15条 受給者は、研究結果又は研修成果を理事長に報告しなければならない。
報告は書面のほか、理事長の判断により電磁的記録をもって行うことができる。
2. 本財団は、前項の報告書の全部又は一部につき、刊行物その他の適宜の方法をもって発表することができる。

(研究等の発表)

第16条 受給者が研究結果又は研修結果を発表する場合は、本財団から助成金の交付を受けて行ったものであることを明らかにしなければならない。
2. 受給者が研究結果又は研修成果を刊行物に掲載した場合は、その写しを添付して、理事長に報告しなければならない。

(その他の義務)

第17条 受給者は、その選出された意義を十分認識し、研究結果又は研修成果をあげるよう最大の努力を払わなければならない。

第5章 そ の 他

(取消し又は返還要求)

第18条 理事長は、受給者が次の各号の一に該当すると認めた場合は、理事会の決議により、助成金の交付決定の取消し又は返還を求めることができる。褒賞金の受賞者が第2号又は第3号に該当した場合も同様とする。
(1) 助成金の交付による研究又は研修を中止したい旨の申し出のあったとき。
(2) この規程に違反のあったとき。
(3) その他受給者若しくは褒賞受賞者としてふさわしくない行為があったとき、又は特別の事情があるとき。

(参考資料2) 募集要項抜粋 <リサーチフェローシップ>

<p>2. 助成対象者</p>	<p>下記の諸条件をいずれも満たす日本に国籍を有する者、又は日本への永住が許可されている者。但し、過去に当財団の海外留学助成金を受領した者は対象外とする。</p> <p>(1) 昭和55年4月1日以降出生の者、但し医学部等6年制学部卒業者は昭和53年4月1日以降出生の者</p> <p>(2) 博士号を有するか、またはそれと同等以上の研究業績を有する者</p> <p>(3) 留学中の年間収入が600万円以下の者</p> <p>(4) 平成30年1月1日から12月31日の間に立出、1年以上留学する者(但し、年内に立出する者および募集開始時点で海外留学通算2年未満の者については「前年度の応募に間に合わなかった」等の事情によっては申請を受付ける。その場合は、必ず応募事由書を添付のこと。)</p> <p>※次の場合は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成30年12月31日までに帰国予定の者 ②学生として海外の大学又は大学院へ留学する者 ③通算2年以上研究留学の経験がある者 <p>(5) 1年以上の海外留学を受け入れる大学等学術研究機関が決定している者但し、日本学術振興会や国内外を問わず、他機関・他財団の大型助成との重複受領は認めない。(当財団ホームページQ&A参照)</p>									
<p>4. 助成金額 および件数</p>	<p>渡航費および滞在費1年分として、1件450万円以内とする。※下記表を参照。総助成件数約90件の予定。</p> <p style="text-align: center;"><一件あたりの助成金額の上限></p> <table border="1" data-bbox="502 1093 1439 1267"> <thead> <tr> <th></th> <th>既婚者</th> <th>独身者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成決定後に出立する者</td> <td>450万円</td> <td>390万円</td> </tr> <tr> <td>既に留学中・年内立出の者</td> <td>410万円</td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 収入状況の査定により、上記の上限より減額になる可能性があります。</p> <p>尚、次の条件を満たす希望者の中から選考段階での成績優秀者(若干名)に対し、2年間の助成を行う。(但し、2年目の助成額は初年度助成額から渡航費40万円を差し引いた金額を上限とする。)</p> <p>[条件]平成30年1月以降新たに出立し、2年以上の受入が確定している者。</p>		既婚者	独身者	助成決定後に出立する者	450万円	390万円	既に留学中・年内立出の者	410万円	350万円
	既婚者	独身者								
助成決定後に出立する者	450万円	390万円								
既に留学中・年内立出の者	410万円	350万円								
<p>5. 助成期間</p>	<p>立出月(平成30年1月～12月)より1年間。但し、既に留学中の者および年内立出の者の助成期間は平成30年1月から1年間とし、且つ滞在費のみとする。</p>									
<p>10. 留学助成金の 交付</p>	<p>平成30年1月以降、1年分を一括振込みする。 但し、その贈呈式は平成30年3月9日に行う。</p>									
<p>11. 報告の義務</p>	<p>平成31年4月30日(但し、4月末で留学1年未満の方は留学1年経過時)までに、収支決算報告書および研修経過報告書を当財団に提出する。</p>									
<p>12. その他</p>	<p>(1) 申請書に記載の個人情報、助成(奨学)・表彰に関し、募集要項等の送付、選考手続・選考委員への提供並びに選考結果の連絡及び公表等に利用することがある。但し、利用は目的の達成に必要な範囲で行う。</p> <p>(2) 申請書は採否に関らず一切返却しない。</p> <p>(3) 当財団は助成金受領者の研修経過報告を、研究報告集として印刷物および電子データ、当財団ホームページ、その他の方法をもって公表することができる。また、公益に資すると思われる公共のデータベースサービスに登録することもできる。</p>									

<p>2. 助成対象者</p>	<p>下記の諸条件をいずれも満たす日本に国籍を有する者、又は日本への永住が許可されている者。但し、過去に当財団の海外留学助成金を受領した者は対象外とする。</p> <p>(1) 昭和59年4月1日以降出生の者、但し医学部等6年制学部卒業者は昭和57年4月1日以降出生の者</p> <p>(2) 博士号を有するか、または平成30年4月までに取得見込の者</p> <p>(3) 当財団の助成期間中の年収が250万円以下の者</p> <p>(4) 平成30年1月1日から12月31日の間に立出、1年以上留学する者 (但し、年内に立出する者および募集開始時点で海外留学通算2年未満の者については「前年度の応募に間に合わなかった」等の事情によっては申請を受付ける。その場合は、必ず応募事由書を添付のこと。)</p> <p>※次の場合は対象外</p> <p>①平成30年12月31日までに帰国予定の者 ②学生として海外の大学又は大学院へ留学する者 ③通算2年以上研究留学の経験がある者</p> <p>(5) 1年以上の海外留学を受け入れる大学等学術研究機関が決定している者 但し、日本学術振興会や国内外を問わず、他機関・他財団の大型助成との重複受領は認めない。(当財団ホームページQ&A参照)</p>									
<p>4. 助成金額 および件数</p>	<p>渡航費および滞在費1年分として、1件450万円以内とする。※下記表を参照。 総助成件数約50件の予定。</p> <p><一件あたりの助成金額の上限></p> <table border="1" data-bbox="502 1084 1383 1245"> <thead> <tr> <th></th> <th>既婚者</th> <th>独身者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成決定後に立出する者</td> <td>450万円</td> <td>390万円</td> </tr> <tr> <td>既に留学中・年内立出の者</td> <td>410万円</td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>尚、次の条件を満たす希望者の中から選考段階での成績優秀者(若干名)に対し、2年間の助成を行う。(但し、2年目の助成額は初年度助成額から渡航費40万円を差し引いた金額を上限とする。)</p> <p>[条件]平成30年1月以降新たに立出、2年以上の受入が確定している者。</p>		既婚者	独身者	助成決定後に立出する者	450万円	390万円	既に留学中・年内立出の者	410万円	350万円
	既婚者	独身者								
助成決定後に立出する者	450万円	390万円								
既に留学中・年内立出の者	410万円	350万円								
<p>5. 助成期間</p>	<p>立出月(平成30年1月～12月)より1年間。但し、既に留学中の者および年内立出の者の助成期間は、平成30年1月から1年間とし、且つ滞在費のみとする。</p>									
<p>10. 留学助成金の交付</p>	<p>平成30年1月以降、1年分を一括振込みする。 但し、その贈呈式は平成30年3月9日に行う。</p>									
<p>11. 報告の義務</p>	<p>平成31年4月30日(但し、4月末で留学1年未満の方は留学1年経過時)までに、収支決算報告書および研修経過報告書を当財団に提出する。</p>									
<p>12. その他</p>	<p>(1) 申請書に記載の個人情報、助成(奨学)・表彰に関し、募集要項等の送付、選考手続き・選考委員への提供並びに選考結果の連絡及び公表等に利用することができる。但し、利用は目的の達成に必要な範囲で行う。</p> <p>(2) 申請書は採否に関らず一切返却しない。</p> <p>(3) 当財団は助成金受領者の研修経過報告を、研究報告集として印刷物および電子データ、当財団ホームページ、その他の方法をもって公表することができる。また、公益に資すると思われる公共のデータベースサービスに登録することもできる。</p>									

4. 提出書類について

※通知書(様式1、2)以外の書類は、当財団ホームページの「助成金受領者専用ページ」からダウンロード可能。

助成決定後の提出書類

(1) 通知書 (国内口座用…様式1、海外口座用…様式2)

- 提出方法 当財団宛に郵送する。
- 提出期限 2018年1月末日

(2) 出立届 (様式3)・住居届 (様式4)

- 2018年1月以降出立の者は、出立日が確定次第、「出立届」を提出する。
(注) 出立日が申請時と大幅(2ヵ月以上)に変わる場合は、必ず財団へ連絡すること。
- 既に留学中の者は、「住居届」を通知書と一緒に提出する。

助成期間終了後の提出書類

(1) 収支決算報告書 (様式5)

- ①提出期限
2019年4月末日 (但し、2019年4月末時点で留学1年未満の者は留学1年経過時)
- ②作成方法
「様式5 収支決算報告書」の書式に記入する。
- ③提出方法
当財団宛に郵送する。

(2) 研修経過報告書 (様式6-1)、研修(研究)経過内容 (様式6-2)

- ①提出期限
2019年4月末日 (但し、2019年4月末時点で留学1年未満の者は留学1年経過時)
- ②作成方法
「様式6-1 研修経過報告書」・「様式6-2 研修(研究)経過内容」に記入する。
「研修(研究)経過内容」には、助成期間の研究内容およびその成果を記載すること。
※「上原記念生命科学財団研究報告集」(当財団ホームページ参照)に留学中の研究成果の掲載を希望される方は、原稿の作成方法等をご連絡しますのでお申し出ください。
- ③提出方法
当財団宛に郵送する。

(3) 帰国届 (様式7)

帰国後速やかに、郵送またはメールにて提出する。

5. 海外留学助成金英文証明書について

ビザ取得の為、または留学先等への提出の為に英文証明書が必要な場合は、当財団ホームページから申し込む。「助成金受領者専用ページ」の、英文証明書作成依頼フォームに必要な事項を入力の上、作成依頼をする。英文証明書の発行は原則 1部。

6. 提出書類の様式一覧

※通知書(様式1、2)以外の書類は、財団ホームページ「助成金受領者専用ページ」からダウンロード可能。

様式 番号	書 類 名	提 出 時 期	提 出 先
1	通知書(国内口座を使用する場合) 添付書類1 振込依頼書ご記入のお願い 添付書類2 記入サンプル	2018年1月末日まで	財 団 事 務 局
2	通知書(海外口座を使用する場合)	2018年1月末日まで	
3	出立届(2018年1月以降出立の方)	出立日が確定次第速やかに	
4	住居届(既に留学中の方)	「通知書」郵送時に同封	
5	収支決算報告書	2019年4月末日まで ※但し、2019年4月末時点で留学 1年未満の者は留学1年経過時	
6	1 研修経過報告書 2 研修(研究)経過内容	2019年4月末日まで ※但し、2019年4月末時点で留学 1年未満の者は留学1年経過時	
7	帰国届	帰国後速やかに	

7. 通知書記入時の注意事項

通知書(様式1)は、下記の4点を確認の上、提出すること。

- ①採択者の氏名欄の横に、押印する。
- ②用紙右上に、書類の記入日(日付)を記入する。
- ③用紙を、本冊子から取り外し使用する。
- ④訂正箇所は、訂正印を押す。